## 尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例(案)に対するパブリックコメント回答

項目	意見の概要	回答
(1 でで しない で を もい 「 (7 人と に (7 人と たい 5 条、第 6 条、第 7 条 に い に い り り り り り り り り り り り り り り り り	1条)「地元民の安心安全な生活の維持の為」も目的の一つにいれるべきです。 3条)真夏の間だけではなくせめて5月から9月ぐらいまでを開設期間としてほしいそれ以外の期間についてはどのような対処を考えているか? 4条)市の責務というのはどのようなことをいうのか具体的に教えてほしい。 5条)迷惑行為、危険行為は禁止とはっきり表現にはできないのか? 6条一5)現実問題として「火気禁止」がどれだけ理解されるか疑問。 5っと現状を理解したうえで、トラブル回避の妙案を考えていただきたい。若干の労力と予算が必要と思われるが、「使用許可場所の設定」 「時間制限」「曜日制限」等 7条)指導、勧告では改善されない場合どうするのか?その場に遭遇した	(1条) ご意見を踏まえ、「この条例は」の次に、「、海岸区域に近接して住宅が存在する地域的な特性に鑑み」を追加します。 (3条) 海水浴場の開設期間につきましては、ご利用いただける皆さまが安全でがあると考えております。令和8年度以降の開設期間につきましては、ご意見を参考に検討させていただきます。 (4条) ライフセーバーや警備員の設置、啓発などです。 (5条) 第5条は「利用者の責務」を定めたものであり、禁止行為につきましては第6条で規定しております。 (5条) 第5条は「利用者の責務」を定めたものであり、禁止行為につきましては第6条で規定しております。 (第6条第5号) ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。 (第7条) 海水浴場開設期間中は、警備員や監視員を配置し、「指導、勧告等」に従わない場合で、財際行政機関との連携を図り対処させていただきます。規制されてい現状からの本条例制定となります。

項目	意見の概要	回答
第1条、第3条、第4条、第 5条、第6条、第7条	(1条)海水浴場を安全に、安心して利用するのみならず地元民の日々の生活の安心も担保されるべきと思います。 (3条)海水浴場を利用するのは泳ぐ為だけではないので、真夏の間だけではなくせめて5月から9月ぐらいまでを開設期間としてほしい (4条)目的を達成するため、必要な施策とありますが、市はどのようなことが可能と考えていますか? (5条)迷惑行為、危険行為は禁止とはっきりした表現にはできないのでしょうか。 (6条-5)長年海水浴場といえどもキャンプ場の様に使われてきた場所で突然の火器禁止は地元民にしてみれば一番望ましいことではありますが、利用者にとっては戸惑うと思います。一番トラブルの発生するとこだと思います。全面禁止ではなく、使用してもよいゾーン分け、時間制限、曜日制限等まずは少し幅をもって様子を見るのはどうでしょうか。事前準備や管理が大変になることが想定されますが… (7条)指導、勧告では改善されない場合どうしますか既存の法令で対応することも有るかと思いますがその場合、その場に遭遇した人はどのように対処したらよいのでしょうか複数の場面を想定した対処マニュアルなどを用意して皆(市、管理者、地区民)に周知していくのはどうかと思います。三木里は海水浴場(大浜と呼ばれていた)ありきで生活してました夏前になると季節の風物詩のように、町民が出て草取り等に参加して砂浜を残してきました。きれいな砂浜と評価してもらえている一端を担ってきたと自負しています。今後も大浜を観光資源として活用していくためにも条例は不可欠だと思っています。	(1条)ご意見を踏まえ、「この条例は」の次に、「、海岸区域に近接して住宅が存在する地域的な特性に鑑み」を追加します。 (3条)海水浴場の開設期間につきましては、ご利用いただける皆さまが安全で、かつ、安心してご利用いただける期間を設定する必要があると考えております。令和8年度以降の開設期間につきましては、ご意見を参考に検討させていただきます。 (4条)ライフセーバーや警備員の設置、啓発などです。 (5条)第5条は「利用者の責務」を定めたものであり、禁止行為につきましては第6条で規定しております。 (第6条第5号)ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
第2条	ビーチでの無許可のキャンプは近い将来禁止とすべき	ご意見を踏まえ、第6条に第6号として次の条文を加えます。 (6)テントその他簡易な宿泊の用に供することができる用具を用いて野営すること。 なお、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
第2条	キャンプ場運営で料金を取る場合は、時間は考慮していただきたい。駐車料金は利用目的で分けるべき。例えばキャンプ場利用ならその料金に含めるとか、市民なら割引するとか、2千円は妥当だと思います。期間外は無料で良いのでは。	県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきますが、期間限定の占用許可エリアであり、条例制定により料金を徴収する予定はありません。

項目	意見の概要	回答
第2条	新聞で読みました。開設期間については沢山の意見がありましたが、期間は設定すべきであり、その間は管理もきちんとするべきだと考えます。又、利用に関しては、有料エリアを決めてキャンプ場運営もするべきです。テントエリア、バーベキューエリア、に分けて設定期間が過ぎれば閉鎖すると決めれば管理も楽ではないでしょうか。キャンプファイヤーや花火に関しては届け出を徹底し、学校行事や地区行事に関しては認める方向でおねがいします。私も子供の頃や子育ての頃三木里海岸ではどれだけ楽しんだかしれません、こんなに良い資源なのにガチガチの条例で利用しにくくなるのは残念です。三木里の飲食や宿泊も海岸あってこそ成り立っていると考えます。条例設定も結構ですが、慌てて安易に決めないことをお願いします。	県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきますが、期間限定の占用許可エリアであり、条例制定により料金を徴収する予定はありません。 条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見や、実証実験の結果を踏まえ、より良い条例となるよう改めてまいります。
第3条	開設期間は夏場だけでなく通年ということになりますか?	海水浴場の開設期間を設定します。
第3条	温暖化の影響と、海水浴場の楽しみ方が変化しています。観光客はゴールデンウィークより11月くらいまで遊泳またはキャンプにこられますので、条例に適応する期間が短すぎると思います。	海水浴場の開設期間につきましては、ご利用いただける 皆さまが安全で、かつ、安心してご利用いただける期間 を設定する必要があると考えております。令和8年度以 降の開設期間につきましては、ご意見を参考に検討させ ていただきます。
第3条	海水浴場にする必要はなく、海岸で良い。美しい海岸を守ってほしいので、焚き火やバーベキュー、ゴミの投棄は、年間を通して禁止してください。1ヶ月程度の海水浴場期間に数百万円もかけて、市には、どれだけの収入があるのでしょうか?海岸でも泳ぐのは自由なので、自己責任で利用してもらえば良いと思います。	海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、三木里海岸において、通年、罰則付きの条例を制定することは市として大変厳しいものと判断しております。このことから、三木里地区、庁内関係各課、県とも協議を進める中で、海水浴場開設期間に限り禁止行為を規定した本条例案の策定を進めてまいりましたので、課題解決に向けて一歩でも進めるためにご理解をお願いします。

項目	意見の概要	回答
第3条	気候の温暖化により、キャンプ人口の増加で年中海岸でキャンプをする人が増えています。そのため騒音、焚火、ごみ問題で精神的にも地区民の負担が増えています。そのため条例は通年のものにしないと、尾鷲市の負担が増えるばっかりです。ごみ処分量、水道料金など。しかし、観光としても考えていかないと三木里海岸の使用に対しての負担も増えてしまいます。そこで通年管理し、観光地として活用できるようにしてはどうでしょうか。予約制のキャンプ場、熊野古道からシーカヤック、星空観察など三木里の自然を生かし、底卸してもらい使用料金や体験料金など尾鷲市の収入になるような施設にしていくことを望みます。これからは行政と住民の意見交換の場を増やしてもらい、よりよい条例にしてほしいと思います。駐車場にしても海水浴場にしても期間(時間)限定では管理は難しいと思います。通年で管理できる方法を検討お願いします。	海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、三木里海岸において、通年、罰則付きの条例を制定することは市として大変厳しいものと判断しております。このことから、三木里地区、庁内関係各課、県とも協議を進める中で、海水浴場開設期間に限り禁止行為を規定した本条例案の策定を進めてまいりましたので、課題解決に向けて一歩でも進めるためにご理解をお願いします。駐車場につきましては、通年での有料化として、供用時間につきましては、三木里地区会との意見交換の席で、住宅が近接しており午前6時~午後6時までにしてほいとの要望と、ご意見を参考に、三重県青少年育成条例第19条に規定する深夜に該当しない午前5時~午後6時に設定しました。
第3条	温暖化の影響と、海水浴場の楽しみ方が変化しています。観光客はゴールデンウィークより11月くらいまで遊泳またはキャンプにこられますので、条例に適応する期間が短すぎると思います。	海水浴場の開設期間につきましては、ご利用いただける皆さまが安全で、かつ、安心してご利用いただける期間を設定する必要があると考えております。令和8年度以降の開設期間につきましては、ご意見を参考に検討させていただきます。
第3条	市が予定している海水浴場の開設時期はいつなのかを示すべき	海水浴場開設は予算を伴うものであり、開設期間を規定 しても予算の範囲内となることから、具体的な開設期間 を規定せず、柔軟に対応させていただきたいと考えてお ります。
第3条、第5条、第6条	第3条 適用期間 海水浴場の開設期間とする 第5条 利用者の責務 第6条 禁止行為 上記について、段階的に様子を注視し現状を確認して頂き、海岸として の利用するにあたり「海岸保全」を心掛けて頂きたいと願うばかりで す。海岸条例一部質問欄による海岸は原則自由使用ではあるが海岸保全 のため火気使用にあたっては砂浜で直火を起こすことは禁止!バーベ キューをする場合、コンロ等の使用、機材は持ち帰って下さい!と回答 されています。	ご意見を参考にさせていただきます。
第3条	海水浴場の開設期間とはいつからいつまでですか?夏季だけでなく、1年中ピクニックに来たり、魚釣りをしたりと海水浴場にくる人はいると思います。よって期間を決めるのではなく、1年中適用するべきだと思います。	管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますの

項目	意見の概要	回答
第3条	第3条 適用期間は、海水浴場の開設期間としていますが、年間を通して管理した方がよいと思います。理由は、年間を通して釣りやキャンプ目的の海浜利用者が近年増加しているからです。 第6条 禁止行為について、(5)焚き火、火気等を使用する調理器具の使用について 全面禁止ではなく、① 直火禁止 ②BBQ等のスペースを決める。 また、これら二点に関して、環境美化、防火等の観点から具体的なルールを設定し管理を徹底する。 第7条 指導、勧告等について 罰則を設けなければ効果は少ないと思います。	海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、三木里海岸において、通年、罰則付きの条例を制定することは市として大変厳しいものと判断しております。このことから、三木里地区、庁内関係各課、県とも協議を進める中で、海水浴場開設期間に限り禁止行為を規定した本条例案の策定を進めてまいりましたので、課題解決に向けて一歩でも進めるためにご理解をお願いします。 ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
第3条	条例の適用期間は海水浴場開設の期間のみとのことですが、GWや秋の連体なども多くの観光客が訪れ、駐車場も満車の状態です。海に入る気候かどうかの問題ではないので、通年での適用がなければ意味がないのではないでしょうか。	海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、三木里海岸において、通年、罰則付きの条例を制定することは市として大変厳しいものと判断しております。このことから、三木里地区、庁内関係各課、県とも協議を進める中で、海水浴場開設期間に限り禁止行為を規定した本条例案の策定を進めてまいりましたので、課題解決に向けて一歩でも進めるためにご理解をお願いします。
第3条	条例案ありがとうございます。現在の条例案は海水浴場の開設期間中の管理に限られていますが、三木里海岸では年間を通じて焚き火による危険や迷惑行為が発生しています。特に開設期間外は管理体制が不在で、住民に負担がかかっています。そこで、開設期間にかかわらず焚き火や迷惑行為を全面的に禁止するとともに、住民が発見した場合にどのように通報・対応すべきかを条例または施行規則で明文化していただきたいです。そうすることで住民が無理なく安全の維持に協力できるようになるかと思いますがいかがでしょうか。	海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、三木里海岸において、通年、罰則付きの条例を制定することは市として大変厳しいものと判断しております。このことから、三木里地区、庁内関係各課、県とも協議を進める中で、海水浴場開設期間に限り禁止行為を規定した本条例案の策定を進めてまいりましたので、課題解決に向けて一歩でも進めるためにご理解をお願いします。海水浴場開設期間中は、警備員や監視員を配置し、「指導、勧告等」により管理します。
第4条	事故防止対策として、救命設備の設置、緊急連絡体制等を具体的に盛り 込むと、より安全な海水浴場になる。又、安全対策に関する情報の周知 情報を追記する。例:ホームページ、広報誌、現地での掲示等。	条例事項ではなく、具体的な施策として取り組んでまい ります。
第4条	利用者への啓発活動(マナー向上キャンペーンなど)も重要です。	第4条に定める「市の責務」として、利用者への啓発活動に取り組んでまいります。
第5条	堤防での発電機使用の厳禁。そもそも発電機使用に関しては他のキャンパーへの騒音の観点からも使用禁止とすべき	第5条利用者の責務での適用となります。

項目	意見の概要	回答
第5条	ゴミの分別収集の徹底、リサイクル率の向上、清掃活動の定期的な実施 をお願いします。	第5条に定める「利用者の責務」としても良好な環境保全に努めてもらいます。
第5条	火をつかう場合は、範囲を決めてたらどうですかゴミ袋を買ってもらう。キャンプ場のゴミ袋はキャンプ場で購入してもらう。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。ゴミは、第5条に定める「利用者の責務」として、利用された方が責任をもって持ち帰っていただきたいと考えております。
第5条	ゴミ出し料金をもらう	本条例においてゴミ出しの有料化を盛り込む予定はございません。ゴミは、第5条に定める「利用者の責務」として、利用された方が責任をもって持ち帰っていただきたいと考えております。
第5条	海水浴場の使用時間を決める。ゴミの有料化。火を使う場合エリアを決める。	海水浴場の開設時間は設定させていただいております。 ゴミは、第5条に定める「利用者の責務」として、利用 された方が責任をもって持ち帰っていただきたいと考え ております。 ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間 中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及び キャンプエリアを設けさせていただきます。
第5条	ゴミ出しの料金をもらう。	本条例においてゴミ出しの有料化を盛り込む予定はございません。ゴミは、第5条に定める「利用者の責務」として、利用された方が責任をもって持ち帰っていただきたいと考えております。
第5条	ゴミ出しの有料化を決める	本条例においてゴミ出しの有料化を盛り込む予定はございません。ゴミは、第5条に定める「利用者の責務」として、利用された方が責任をもって持ち帰っていただきたいと考えております。
第5条•第6条関係	利用者の自由と多様性の尊重について (第5条・第6条関係) 第5条および第6条において、利用者に対し て多くの責務や禁止事項が定められていますが、過度な規制は訪問者に とって不親切な印象を与え、地域の魅力を損なう可能性があります。安 全面に配慮しつつも、自由な楽しみ方ができるような柔軟な運用を望み ます。	海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、それを踏まえた上で、本市といたしまして、海水浴場開設期間に限り、利用される皆さまが安全かつ安心してご利用いただける環境づくりとして、第5条及び第6条に必要事項を定めておりますので、ご理解の上でご利用ください。

項目	意見の概要	回答
第6条	第6条 何人も、海水浴場において正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならない。に、以下を追加を提案しますのでよろしくお願いします。所定の喫煙場所(受動喫煙の害を及ぼさない離れた場所に設置する)以外で喫煙すること。(浜辺の店・休憩場所を含む)	健康増進法(平成14年法律第103号)の定めに従い受動喫煙防止に取り組んでまいります。
第6条	ゴミをその場で焼却する者もいる直火厳禁はもちろんの事、焚火そのも のの禁止も必要と考えます。	第6条第5号により禁止行為としております。
第6条	夏だけでなく魚釣りのボート搬入にあたり、砂浜を引きづったキャリータイヤの跡などが見受けられ 著しく景観を損ねています。名柄海岸などはひどい状態です。ビーチへのエンジン付きボート類の乗り入れ禁止などが必要	海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、本市といたしましては、海水浴場開設期間に限り、第6条1号により禁止行為としております。
第6条	「市長が別に定める行為」(第6条第8号)についての明確化第6条第8号にある「市長が別に定める行為」は、極めて曖昧であり、恣意的な規制につながる懸念があります。 地域住民の意見が尊重されるべきなのは当然のことですが、それを重んじるばかりに恣意的なルールや慣習が形成される可能性があります。訪問者にとっては、事前に知ることができないルールや慣習に基づき規制される可能性が高くなり、公平性に欠けます。明確な基準や事前の周知が必要です。	ご意見を踏まえ、第6条に第6号として次の条文を加えるなど、禁止行為の明確化を図ります。  (6) テントその他簡易な宿泊の用に供することができる用具を用いて野営すること。  なお、禁止行為につきましては、事前に周知させていただきます。
第6条	適用期間 開設期間は夏場だけでなく通年ということになりますか? 「第6条5項禁止行為」火を使うことを全面禁止にするのでなくキャン プファイヤー等場所を指定して許可するようにしてはどうか。他、管理 者は定期的に海水浴場の見廻りを義務付けてほしい	海水浴場開設期間は通年を想定しておりません。 ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。 海水浴場開設期間中は、警備員や監視員により見廻りを実施します。
第6条	原動機付でない木製やカーボン等の硬いヨットやサップボード類も遊泳者、特に子供とぶつかってけがをする可能性のあるものを利用する場合は利用する浜の範囲を決めるべきではないか	原動機付でないものの利用につきましては、第5条の利用者の責務として対応していただきます。
第6条	砂浜への車両等の駐車禁止ではなく、許可なく乗り入れる事を禁止すべき	ご意見を踏まえ、第6条第4号を次のとおり変更します。 (4) 砂浜に車両等を乗り入れること。

項目	意見の概要	回答
第6条	たき火、火器等を使用する調理器具は使用禁止について・禁止するのではなく、できる場所を決めて規則を守らせるようにすべき、又は許可制にすべきではないか尾鷲の観光資源である三木里海水浴場には一般の方も来られるが以前は小中学校のサマーキャンプ等も訪れていた。ただ禁止するのではなく尾鷲の観光資源として三木里海水浴場を利用して頂けるような仕組みを考えるべき一つの例として、温水シャワーは今の時代必要である	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。。
	禁止事項(騒音、バーベキュー、花火など)の明確な表示と、違反者への適切な対応をお願いします。	禁止事項につきましては、第6条で定めております。違 反者につきましては、第7条に定める「指導又は勧告 等」をさせていただきます。
第6条	焚き火や、火器等を使用する調理器具の使用を許可してほしい。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
	火を使うことを全面禁止にするのでなくキャンプファイヤー等場所を指定して許可するようにしてはどうか。他、管理者は定期的に海水浴場の見廻りを義務付けてほしい	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。 海水浴場開設期間は、警備員、監視員などにより見廻りを実施します。
	エリアを指定して、使用出来るようにしてほしい。直火は反対ですが、 今はそれなりの道具も販売してるので、火気等の禁止は考えて欲しいです。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
第6条	海水浴場利用者ですが、釣り目的のミニボートとジェットスキーを同じ扱いにしないで下さい。ジェットスキーは非常に速く海水浴客と接触事故やナンパ目的等非常にマナーが悪いです。釣り目的の利用者はゴミや騒音等釣り場所が無くならないようまだまだ足らないが努力しています。海の暴走族ジェットスキーと同類扱いしないで下さい。	ご意見を参考にさせていただきます。
第6条	ミニボートは三木里インターよりの船着き場のスロープを有料にて使用させて下さい。ジェットスキーは全面禁止でお願い致します。焚き火やバーベキューで問題お越してるのは外国人です。英語等で看板警告したり警察指導促進お願い	海水浴場開設期間中は、第6条第1号の規定により禁止させていただいております。 外国人利用者向けに、5か国語の看板設置により焚き火など禁止であることを周知しています。

項目	意見の概要	回答
第6条	●焚き火、火を使う調理器具の使用に関しては、海岸の中で火の使用許可のゾーンをつくり、そのゾーンでの使用は許可とする。火を使用する際には、砂浜での直火は禁止。また、火を使う場所に関しては定期パトロールを行うこと。 ●理由●海岸で焚き火やバーベキューができないなら観光客が減り尾鷲市の観光資源としては価値が下がるため。また、地域住民にとって一番心配なのは「小火」です。そのあたりのパトロールや消防的な観点を組み入れないと、地域住民の不安は残ります	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
第6条	キャンプ場やバーベキューキャンプファイヤーのできるエリアを限定することは地元住民の利用賛同を得るためには必須だと思われる。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
第6条	海水浴場でバーベキューができるエリアを決める。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。
第6条	キャンプ(宿泊)の時は、別途料金を徴収して注意喚起の文章などを渡す。	県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきますが、期間限定の占用許可エリアであり、条例制定により料金を徴収する予定はありません。
第6条	キャンプ場やバーベキュー、キャンプファイヤーのできるエリアを決める。海水浴場の美化保持のためのゴミ出しの有料化。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。本条例においてゴミ出しの有料化を盛り込む予定はございません。ゴミは、第5条に定める「利用者の責務」として、利用された方が責任をもって持ち帰っていただきたいと考えております。
第7条	利用者の火気使用が原因で事故が発生した場合、損害賠償を請求できるようにする。	第6条第5号の規定により、「たき火をし、又は火気等を使用する調理器具を使用すること。」を禁止させていただいております。その上で、利用者の火気使用が原因で事故が発生した場合については、本条例により損害賠償請求権を規定するというよりは、それぞれの事故の状況に応じ、既存法令による対応となります。

項目	意見の概要	回答
第7条	高められる。又、違法行為に対する通報窓口を明確化すると良い。	本条例の新規制定により、一定の抑止効果があると考えています。また、禁止行為の多くが既存法令において既に罰則規定が設けられていると理解していますので、先ずは、既存法令による罰則規定を広く周知するなど、実効性を高めていきたいと考えています。海水浴場開設期間中の禁止行為に対する通報窓口は、現地の警備員や監視員により指導、勧告します。
第7条	罰則や強制措置(第7条)に対する慎重な運用 (第7条関係) 違反者に対して「中止命令」などの措置をとるとある 第7条に関しても、故意による危険行為と、認識不足による軽微な違反 を明確に区別し、利用者に対して過剰な対応とならないよう留意すべき です。 一部の不届き者を排除したいがために全ての訪問者を排除して しまうような過剰反応をすべきではないと考えます。 条例の趣旨を尊重 しつつも、訪問者の権利にも配意の上、訪問者を受け入れる地域として 開かれた姿勢と柔軟な運用をお願い申し上げます。	ご意見を参考に進めさせていただきます。
第7条	してください	本条例の新規制定により、一定の抑止効果があると考えています。また、禁止行為の多くが既存法令において既に罰則規定が設けられていると理解していますので、先ずは、既存法令による罰則規定を広く周知するなど、実効性を高めていきたいと考えています。
第7条	とは難しいと感じます。厳しい措置とは思いますが、罰金などの具体的な制裁措置を設けることはできないのでしょうか。直火やゴミの投棄など環境に負荷をかける行為は許されません。美しい浜と海を守ることは未来に向けて今できる最優先事項と考えます。また、自前のゴミ以外にビーチクリーンを行なった方には、ポイント制で駐車料金が1回無料にな	本条例の新規制定により、一定の抑止効果があると考えています。また、禁止行為の多くが既存法令において既に罰則規定が設けられていると理解していますので、先ずは、既存法令による罰則規定を広く周知するなど、実効性を高めていきたいと考えています。ビーチクリーンなど環境美化の取り組みにつきましては、ご意見を参考にさせていただきます。
第7条	違反行為を行ったものへの処理とはどのような処置を考えているのかを 先に考えるべき	第7条に定める「指導又は勧告等」をさせていただきます。

項目	意見の概要	回答
第7条	まずは罰則なしでとのことでしたが、将来的には罰則の規定も目指すべきだと思います。	本条例の新規制定により、一定の抑止効果があると考えています。また、禁止行為の多くが既存法令において既に罰則規定が設けられていると理解していますので、先ずは、既存法令による罰則規定を広く周知するなど、実効性を高めていきたいと考えています。
第8条	委託先の選定基準や管理責任について明記することで、透明性を高められる。	条例事項ではなく、委託先選定の際の仕様書にて明記させていただきます。
その他	松の木の下でのテント設営に関しては、ロープ等を松の枝にくくる為 傷んだ松が多数、見受けられる。使用済みの炭なども松の木の根付近に 多数放置されている。引き続き立ち入り禁止とすべき	「三木里海岸の松原」につきましては、尾鷲市指定の天然記念物であり、文化財保護法第196条により現状変更や、保存に影響を及ぼす行為について罰則規定が設けられております。文化財保護のため、引き続き立ち入り禁止とします。
その他	過度な音量の音楽への注意喚起。スピーカーの使用禁止。	県の「公衆に著しい迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年三重県条例第11号)」第11条において、夜間における静穏を害する行為が禁止されており、同条第2項の命令に違反した者に対しては、同条例第15条第5項第2号の罰則適用となっています。こうした既存法令による罰則規定を広く周知するなど、実効性を高めていきたいと考えています。
その他	地域住民の意見の偏重を避ける運用(全般) 条例の運用において、地元住民の意見が過度に優先され、訪問者の活動や権利が不当に制限されることがないよう、バランスのとれた意思決定プロセスを求めます。訪問者と地域住民の共存を目指すべきです。とくに、海岸利用については、自由利用の原則を潜脱しないように細心の注意を払うべきです。	ご意見を参考に進めさせていただきます。
その他	「海水浴場」に限定せず、市内全域において「観光マナーの向上」を促す条例をつくるべきと思っています。	市内全域を対象にした条例制定の場合、迷惑行為等に対する規定内容がより広くなり、規制が曖昧になる可能性があります。このことから、本条例では、現状生じている三木里海岸の課題解決を図るため、「自由使用が原則」である海岸使用に、海水浴場開設期間に限り一定の制限をかけることで、海水浴場として、安全に、かつ、安心して利用することができるようにすることを目的としております。

項目	意見の概要	回答
その他	「安全で安心な海水浴場の確保に関する条例」は不要です。 三木里地区会・三木里地区環境協会は以前より、「通年で罰則付きの迷惑行為・危険行為を禁止する条例」を求めてきました。それがあれば短期の海水浴期間だけでなく、効果的に三木里住民の「安心安全を保証する」ことができます。	三木里地区会からの要望は理解していますが、海岸は県管理であり、「自由使用が原則」とのことでありますので、三木里海岸において、通年、罰則付きの条例を制定することは市として大変厳しいものと判断しております。このことから、三木里地区、庁内関係各課、県とも協議を進める中で、水浴場開設期間に限り禁止行為を規定した本条例案の策定を進めてまいりましたので、課題解決に向けて一歩でも進めるためにご理解をお願いします。
その他	市が発注する海水浴場関係の業務は入札をもって業者決定し、海開きの協力・夜間のパトロール等全ての業務を含むものとする。	入札をもって業者を決定させていただいております。なお、委託業務内容につきましては、仕様書にて明記させていただいております。
その他	市は県及び市民に協力を仰ぎ、外国人との間に起こる国民性の違いから起こる問題への対策のとれる場所にキャンプ用地を確保し、諸問題に対する(英語が話せるスタッフの常駐、トラブル時の警察との連携等)。これらを計画・運営するまでには時間がかかると思われますが可能であると思われます。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきます。また、5か国語看板の設置などトラブル防止のための啓発を行います。
その他	海を守る条例必要です。ツーリズムの問題は経済問題とリンクしているので経済問題が解決すれば気持ちよく皆さんが海を楽しんでもらえる。 条例を制定して有料かしてほしい。地元の人も観光客も喜んでもらえる 三木里にしたい。観光客と地元の人が触れ合うイベントなんかがあればいいと思う。海洋ごみを少しでも減らしてほしいです。	ご意見を参考に進めさせていただきます。
その他	「条例の制定が地区より求められていました」は違う地区の方たちの多くは禁止ではなく、管理を望んでいる。以前のような三木里の浜で楽しく遊べる状態にしてほしい。禁止ばかりを望んでいる人は地区の中には少ない。尾鷲市は地域住民の声を聴き進めてほしい	三木里地区会の皆さまと意見交換や、パブリックコメントの実施、パブリックコメント受付期間中の説明会開催を行いながら条例制定を進めさせていただいております。
その他	海水浴場における事故、その他の危険防止の為、ライフセーバーの配置 と監視員の配置は行って頂きたい	ライフセーバーの人員確保は大変厳しくなっております。海水浴場開設期間中の事故、その他の危険防止のため、可能な限りライフセーバーと監視員の配置を進めさせていただきます。
その他	ライフセーバーの配置基準や監視体制の強化、事故発生時の迅速な対応 プロトコルの整備などを具体的に示していただきたい。	条例事項ではないと判断しております。ご意見を参考に 検討してまいります。

項目	意見の概要	回答
その他	水質検査の頻度と公開方法、漂着物や危険生物への対策についても明確 にしてほしい。	条例事項ではないと判断しております。海水浴場の水質 検査につきましては、三重県で実施しており、県のHP 等で公開されています。漂着物や危険生物への対策につ きましては、県や関係部署へご意見を共有させていただ きます。
その他	更衣室、シャワー、トイレ等の衛生管理とバリアフリー対応の充実を望みます。	条例事項ではないと判断しております。ご意見を参考に 検討してまいります。
その他	地域住民の意見交換の場を設け、ニーズを把握して運営に反映させてほしい。	ご意見を踏まえ、引き続き地区の皆さまとの意見交換を 継続してまいります。
その他	観光客向けだけでなく、地域住民も気軽に利用できるようなイベントや サービスの企画を期待します。	条例事項ではないと判断しております。ご意見を参考に 検討してまいります。
その他	両者が快適に過ごせるよう、ゾーニングや利用ルールの明確化も重要と 考えます。	ご意見にあるとおり、地域との共生を図り、海水浴場の 利用者が、安全かつ安心して利用することができること を目的に条例制定を進めています。
その他	監視カメラの設置や巡回警備の強化による抑止効果を高めてほしい。	条例事項ではないと判断しております。ご意見を参考に 検討してまいります。
その他	環境アセスメントを実施し、生態系への影響を最小限に抑える対策を講 じてほしい。	環境アセスメントとは、大規模な開発事業等を実施する際に行うものであると考えており、本条例制定の目的と 異なるものであると判断しております。
その他	環境教育プログラムの導入や、自然観察会などの企画も有益と考えます。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	高齢者や障がい者、小さな子供連れなど、多様な利用者に配慮した設備やサービスを提供してほしい。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	救護体制の充実、緊急連絡体制の確立も重要です。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	多言語対応や情報提供の充実も検討していただきたい。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	周辺の観光施設や地域資源との連携を強化し、相乗効果を高めてほしい。	ご意見を参考にさせていただきます。

項目	意見の概要	回答
その他	海水浴場を核とした新たな観光ルートの開発やイベントの誘致を期待します。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	地域経済への波及効果についても考慮した運営をお願いします。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	運営方針や管理状況、利用状況などの情報を積極的に公開してほしい。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	パブリックコメントの結果や、それに対する市の対応についても明確に 示していただきたい。	パブリックコメントに対する回答につきましては、ご意見に対する市の対応策とともに、議会をはじめ広く皆さまに示させていただきます。
その他	ウェブサイトやSNSなどを活用した情報発信の強化を望みます。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	アンケート調査や意見箱の設置など、利用者の声を継続的に収集する仕組みを構築してほしい。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	収集した意見を分析し、運営改善に活かすプロセスを明確にしていただ きたい。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	定期的な利用者協議会などを開催し、対話の機会を設けることも有効と考えます。	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	各方面からの来客を安全・安心で利用できるビーチにしてもらいたい。	ご意見を参考に進めさせていただきます。
その他	違反者の管理について、現場では有人での管理が困難な為、防犯カメラの設置数を増やすことを検討して頂きたい。また、皆様が安心安全で三木里ビーチを愛せるように、禁止事項の看板だけが張り巡らすビーチではなく、きちんとしたマナーを持って最終的には誰もが来たくなるビーチを目指して欲しい	ご意見を参考に進めさせていただきます。 防犯カメラの設置数につきましては、増やす方向で進め させていただきます。
その他	思い出に残りまた来年も来たいと思う海水浴場めざしたいです。条例案 に賛成します。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。
その他	ビーチ使用に際して、近隣住民に配慮した使用状況になる様な条例制定は必要。賛成します。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。
その他	三木里ビーチは県外の人も知っている人が多いので、みんなが利用できるビーチにしてほしいです。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。

項目	意見の概要	回答
その他	安心安全に利用できる海水浴場にしてもらいたい。条例案に賛成します。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。
その他	外国人にも分かるように注意喚起する。	ご意見を踏まえ、引き続き5か国看板を設置するなど、 外国人にも分かるように注意喚起してまいります。
その他	安心安全で利用できるビーチにしてもらいたい。条例案に賛成します。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。
その他	海外移住者の利用マナーに注意する必要があり、もっとにぎわいのある 砂浜にしたいが管理者の負担が大きくなる	ご意見を踏まえ、引き続き5か国看板を設置するなど、 外国人にも分かるように注意喚起してまいります。
その他	海水浴場は大切な観光資源です。市外、県外から観光客が来て尾鷲でお金を使っていただくことにより、飲食店、物産展がうるおいます。昔のように三木里海水浴場が人であふれかえるような場所になってほしいです。地域住民に迷惑がかかるようでは困ります。よってきちんとした条例を作り、迷惑なお客が来れないようにすることは大切だと思います。この条例に賛成します。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。
その他	本件、海水浴場を今後も運営していくにあたり利用者や、近隣住民の安全は最優先であると考える。条例案に賛成します。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。
その他	尾鷲市三木里海水浴場は、尾鷲市が所有する自然の恵みの一つであり、 尾鷲市にとっても、尾鷲市民にとっても、大切な場所である。その場所 で、事故などのトラブルはあってはならないし、事前に事故を起こさな い対策は必須と思います。今までは、このような条例を作らなくても 「人」として「日本人」として「地域に住む人」としての共通した常識 の中でトラブルなく過ごすことが出来たのではないでしょうか。それ が、近年の多様化と言う名のもとに様々な考えを持った人が自分なりの 主張にて自分勝手な行動をする時代になってしまったのではないでしょ うか。そのような時代となってしまった以上、このような条例は絶対に 必要であると私は思います。また、条例を作っても守ってもらわなけれ ば意味のない事ですので、尾鷲市から委託された人により、利用される 方々に説明と理解してもらう活動も必須と思います。利用者のために条 例を理解してもらうための表示板も必要と思います。以上のことから、 「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例(案)」に賛成しま す。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。

項目	意見の概要	回答
その他	海水浴場に訪れる人、地元の方たち誰もが安心して楽しい時間を過ごし、尾鷲市の大切な観光資源を守るためにもこのようなルールは必要だと感じる条例案に賛同します。	条例制定につきましては、パブリックコメントにおいて、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、より良い条例となるよう改めながら進めてまいります。
その他	お盆休みのトヨタ系出稼ぎブラジル人のキャンプ村化は年々酷くなりましたよね。規制&締め出し大歓迎ですが、その煽りを受けて三木浦マリンパークに移動されては困ります。最近三木浦マリンパークにもブラジル人来る様になりBBQして外のシャワー場で食器洗ってたり。三木浦マリンパークも同様に規制強化して下さい。	現時点では、条例の対象外ではありますが、ご意見を踏まえ、今後、地区、関係行政機関とも協議・検討してまいります。
その他	OBBQやキャンプでの使用は時間・季節を問わず有料化にし使用時間の明確化、並びに代表者の身分証の掲示の義務化。 Oジェットボートの乗入れ禁止 O綺麗な海でボート釣りを楽しみたいのでビーチの解放 Oスロープが閉鎖になってますが、予約制や有料にして解放を望みますの 使用者を登録制にする事が全てにおいてマナー・モラル向上になると思 います	ご意見を参考にさせていただきます。
その他	毎年、三木里海水浴場をキャンプで使用させていただいていた者です。上記条例案を拝見させていただき、恐縮ですがいくつか意見を述べさせていただきます。かれこれ30年以上前から利用させていただいておりますが、年々キャンプ客のマナーの劣化には同伴者と共に苦虫をかみつぶす気分でした。特に外国人が参入するようになってからは、そのマナーの悪さに拍車がかかり、地元の方々は大変なご苦労があるだろうなと思っていました。キャンプ場、駐車場を閉鎖というのはそういった状況では致し方ないのかなと思っていますが、一部の心無い人たちのおかげでマナーを遵守している人たちをすべて締め出すのは寂しいことだと感じます。そこで提案なのですが、海水浴場や駐車場の利用者にはすべて事前に身元を証明するものを発行したうえで利用したらどうでしょう?例えば1年間有効な利用証明書を事前に申請し、尾鷲市より利用許可証のようなものを発行します。利用時にはそれを提示することを義務付け、ない人は利用できないというルールにすれば、当然有料になると思いますが、有効な手段となるのではないでしょうか?	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきますが、期間限定の占用許可エリアであり、条例制定により料金を徴収する予定はありません。
その他	尾鷲市にとって三木里ビーチは観光アイテムの一つであると思っています。そんな三木里ビーチの活用についてですが今までのように自由に活用する事は難しいのかなとも思います。治安や環境を守る意味でも使用範囲の制限、シャワーやキャンプ利用の有料化は必要かと思います。(少しでも経済をまわす意味でも)料金規約や同意書の作成なども考慮して頂きながら活用できる方向で進めていただけると嬉しいです。よろしくお願い致します。	ご意見を踏まえ、県との協議の上で、海水浴場開設期間中に限り、海水浴場エリア外の隣接地に、火気使用及びキャンプエリアを設けさせていただきますが、期間限定の占用許可エリアであり、条例制定により料金を徴収する予定はありません。

項目	意見の概要	回答
項目 その他	意見の概要  美しい海を守るために 海水浴場の生活排水のルール 三重県尾鷲市は「ネーチャーポジティブ宣言」をする自治体として、美しい海を守るために、海水浴場での排水をはじめ、ルールを設ける  ◎理由◎ 海水浴場の排水ルールの条例を設けている自治体は少ない。尾鷲市は「ネーチャーポジティブ宣言」をする海と山に囲まれているので、条例に加えることにより、より真摯な行動を実践する地方自治体として優位になる。 また、観光と環境の両立をすることにより、国が推進する「ローカルブルーオーシャンビジョン」の意図に沿う。 また、持続可能な海洋資源の観光部門の条例を加えることにより、企業版ふるさと納税の寄付金が増える可能性があり、取り組みの資金になる可能性も秘	で意見を参考にさせていただきます。
	めている	